公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第８１７２号
大阪市浪速区恵美須東１丁目５番17号昭和グランドハイツ恵美須401号、住民票上の住所大阪府箕面市坊島２丁目４番１号
債務者　田中　公子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４８号
大阪府豊中市東寺内町12番12―803号
債務者　山田　光子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木清一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６８５号
大阪市住之江区西住之江３－２－10―501、住民票上の住所大阪市住之江区北島２丁目６番30―702号
債務者　北埜　保次
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　愼吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２６２号
福岡市城南区梅林５丁目42番１―402号
債務者　廣瀬みどり
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７７９号
大阪府八尾市太田２丁目91番地の２　ベルリード八尾南104号
債務者　平谷　美幸（旧姓五十川）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１０３号
大阪府東大阪市高井田西６丁目１番９―302号
債務者　西エリこと　金　　兌禧
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４７５号
大阪府吹田市江坂町２丁目12番18号
債務者　永野　　修
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　展靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７２８号
大阪市東住吉区田辺１丁目12番15号
債務者　神宿　倫一
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林堂　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０号
兵庫県神戸市垂水区平磯２丁目２番６号、住民票上の住所兵庫県加東市山国1947番地４の１
債務者　柴田　裕次
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古市　敏彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１２６号
兵庫県小野市丸山町３番地の１　東マンション104号室
債務者　山田　　悟
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２４６１号
福岡県糟屋郡志免町南里５丁目４番17号
債務者　柴田　和也
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　和夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２７５号
仙台市青葉区北根黒松７―51　サンシティ森林公園107号、住民票上の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字長根67番地
債務者　阿住　暢好
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０８号
宮城県名取市小山１丁目６番１号
債務者　相澤　広明
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木32番地21
債務者　畠山　　哲
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１２３２号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台46番地16
債務者　福田　康治
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５２５号
福岡市博多区新和町１丁目２番１―605号
債務者　高原トク美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部